

避難器具について ～昇任試験対策編～



皆さん、こんにちは。今回は、消防用設備の「避難器具」について勉強しましょう。

建物が火災になって避難するとき、通常は階段を使って避難しますが、時には逃げ遅れて階段までたどり着けない場合や、煙などにより階段が使えない場合もあるかもしれません。

避難器具は、このように逃げ遅れた人のための対策として設置されるものです。

問題を解きながら、設置基準について一緒に勉強していきましょう！

キセイカ ナビ

vol.48

From 予防部規制課



【凡例】 令＝消防法施行令

問題

問題 避難器具の設置基準に関する記述について、次の(①)～(④)にあてはまる適切な語句又は数値を記入してください。

- (1) 消防法施行令別表第1(3)項に掲げる防火対象物の(①)階以上の階のうち、当該階から(②)階又は(③)に直通する階段が(④)以上設けられていない階で、収容人員が10人以上のものには避難器具を設置しなければならない。
- (2) 消防法施行令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の(①)階以上の階のうち、当該階から(②)階又は(③)に直通する階段が(④)以上設けられていない階で、収容人員が10人以上のものには避難器具を設置しなければならない。

解答

解答

- | | | |
|-----|------|------|
| (1) | ① 2 | ③ 地上 |
| | ② 避難 | ④ 2 |
| (2) | ① 3 | ③ 地上 |
| | ② 避難 | ④ 2 |

令第25条第1項第5号では、3階以上の階の避難器具の設置基準が規定されていますが、令別表第1(2)項及び(3)項、(16)項イのうち2階に(2)項又は(3)項が存する場合は、厳しい規制となっているよ！

詳しくは、令第25条第1項第5号をチェック！

- (3) 消防法施行令別表第1(5)項に掲げる防火対象物の(①)階以上の階又は(②)階で収容人員が(③)人(下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するものにあつては、(④)人以上のものには避難器具を設置しなければならない。
- (4) 消防法施行令別表第1(6)項に掲げる防火対象物の(①)階以上の階又は(②)階で収容人員が(③)人(下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するものにあつては、(④)人以上のものには避難器具を設置しなければならない。

解答

- | | | |
|-----|-----|------|
| (3) | ① 2 | ③ 30 |
| | ② 地 | ④ 10 |
| (4) | ① 2 | ③ 20 |
| | ② 地 | ④ 10 |



令別表第1(5)項及び(6)項の避難器具の設置基準は、下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存すると規制が厳しくなるよ！詳しくは、令第25条第1項第1号・2号をチェック！

